

● 平成二十九年一月一日以降に新たに雇用した場合
雇用した時点から高年齢被保険者となり、雇用した日の属する月の翌月十日までに届け出ないと

● 平成二十八年十二月末日までに雇用している適用除外

六十五歳以上の方も対象
平成二十九年一月一日から六十五歳以上の方（※1）も「高年齢被保険者」として雇用保険の対象となります。平成二十八年十二月末までに雇用している六十五歳以上の方について適用要件に該当するかどうかは、平成二十九年一月一日時点で対象者かどうか判断します。適用要件に該当する方については、管轄のハローワークに届出が必要です。

届出期限は、次のとおりです。

各種給付金も対象

なお、「高年齢被保険者」になりますが、届け出は必要ありません。
現住「高年齢継続被保険者」の方

平成二十九年一月以降は、「高年齢被保険者」となった六十五歳以上の方についても離職し、受給要件を満たせば、高年齢求職者給付金が給付されます。

● 平成二十九年一月一日以降に新たに雇用した場合
雇用した時点から高年齢被保険者となり、雇用した日の属する月の翌月十日までに届け出ないと

● 平成二十八年十二月末日までに雇用している適用除外

平成二十九年一月以降は、「高年齢被保険者」となった六十五歳以上の方についても離職し、受給要件を満たせば、高年齢求職者給付金が給付されます。

平成28年度の雇用保険料率（平成28年4月1日から適用）

	①+② 雇用保険料率	① 労働者負担	② 事業主負担
一般の事業	1.1%	0.4%	0.7%
農林水産・ 清酒製造の事業	1.3%	0.5%	0.8%
建設の事業	1.4%	0.5%	0.9%

（※1）一週間の所定労働時間が二十時間以上、かつ三十日以上の雇用見込みがある場合に該して適用されます。（※2）平成二十八年度の雇用保険料率

雇用保険の適用範囲が拡大されます

「常時介護を必要とする状態」とは、次のいずれかに該当するものとする。
 ① 日常生活動作事項の歩行、排泄、食事、入浴及び着脱衣の五項目のうち、全項目で判断することとなっています。

一方、育児・介護休業法施行規則で「厚生労働省令で定める期間」を二週間以上の期間としていますが、「常時介護を必要とする状態」については、一定の判断基準を示しているのみとなっています。

現行の「常時介護を必要とする状態に関する判断基準」では、介護保険の要介護状態区分は含まれておらず、次の項目で判断することとなっています。

「常時介護を必要とする状態」とは、次のいずれかに該当するものとする。
 ① 日常生活動作事項の歩行、排泄、食事、入浴及び着脱衣の五項目のうち、全項目以上が重度又は中度に該当し、かつ、その状態が継続すると認められます。

部介助が一項目以上及び一部介助が二項目以上あり、かつ、その状態が継続すると認められる」と。
 ② 問題行動欄の攻撃的行為、自傷行為、火の扱い、徘徊、不穏興奮、不潔行為及び失禁の七項目のうちいずれか一項目以上が重度又は中度に該当し、かつ、その状態が継続すると認められます。

状態が継続すると認められることがあります。
 【状態①～⑫について】（別表）を参照してください】

【別表】

項目 / 状態	1 (注1)	2 (注2)	3
①座位保持（10分間一人で座っていることができる）	自分で可	支えてもらえばできる（注3）	できない
②歩行（立ち止まらず、座り込まずに5m程度歩くことができる）	つかまらないでできる	何かにつかまればできる	できない
③移乗（ベッドと車いす、車いすと便座の間を移るなどの乗り移りの動作）	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
④水分・食事摂取（注4）	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
⑤排泄	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
⑥衣類の着脱	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
⑦意思の伝達	できる	ときどきできない	できない
⑧外出すると戻れない	ない	ときどきある	ほとんど毎回ある
⑨物を壊したり衣類を破くことがある	ない	ときどきある	ほとんど毎日ある（注5）
⑩周囲の者が何らかの対応をとらなければならないほどの物忘れがある	ない	ときどきある	ほとんど毎日ある
⑪薬の内服	自分で可	一部介助、見守り等が必要	全面的介助が必要
⑫日常の意思決定（注6）	できる	本人に関する重要な意思決定はできない（注7）	ほとんどできない

（注1）各項目の1の状態中、「自分で可」には、福祉用具を使ったり、自分の手で支えて自分でできる場合も含む。
 （注2）各項目の2の状態中、「見守り等」とは、常時の付き添いの必要がある「見守り」や、認知症高齢者等の場合に必要な行為の「確認」、「指示」、「声かけ」等のことをいいます。
 （注3）「①座位保持」の「支えてもらわなければ」「背もたれがあれば」は「自分で他の人を傷つけないように」といわれる状態を含む。
 （注4）「④水分・食事摂取」の「見守り等」には動作を見守ることや、摂取する量の過小・過多の判断を支援する声かけを含む。
 （注5）⑨⑩の状態（「物を壊したり衣類を破くことがほとんどの毎日ある」「自分で他人を傷つけないように」といわれる状態）は「自分で他人を傷つけないようにがほとんどできない」といわれる状態を含む。
 （注6）「⑫日常の意思決定」とは毎日の暮らしにおいて活動に関して意思決定ができる能力をいふ。
 （注7）慣れ親しこんだ日常生活に関する事項（見たいテレビ番組やその日の献立等）に関する意思決定ができるが、本人に関する重要な決定への合意等（ケアプランの作成への参加、治療方針への合意等）には、指示や支援を必要とすることがあります。

アウトソーシングしてみませんか？

《各事業所のニーズに応じてお選びいただけます。》

給与計算代行

毎月の給与や賞与の計算と付帯業務についてサポートいたします。

給与計算代行 + 社会保険関係手

給与計算には欠かせない入退社手続き等の関連手続きもサポートいたします。

給与計算代行 + 顧問契約

給与計算と各種手続きや労務相談・指導などトータルサポートいたします。

お申込み・お問い合わせは、藤田社会保険労務士事務所までご連絡ください。

